滋 病 防 第 8 0 号 令和6年(2024年)11月14日

各関係機関の長 様 病害虫防除推進員 様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予察情報(特殊報第3号)について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和6年度 病害虫発生予察特殊報第3号

令和 6 年 (2024年) 11月14日 滋 賀 県

病害虫名 オリーブ立枯病

病原体名 Ralstonia solanacearum

対象作物 オリーブ

発 生 地 域 滋賀県北部

1. 発生経過

- (1) 令和6年8月、滋賀県北部のオリーブほ場において、葉が褐変し、萎凋・枯死する株が認められた(写真1)。症状の見られた樹では幹の内部が変色しており(写真2)、変色部からは菌泥(細菌の集合体が粘液状になったもの)の漏出が認められた(写真3)。
- (2) 滋賀県病害虫防除所において、マルチプレックスPCR法による検定を実施したところ、*Ralstonia solanacearum*(phylotype I)と同定されたため、本病はオリーブ立枯病であることが判明した。
- (3) 国内での本病の発生は、平成30年に香川県で初めて確認され、その後、鹿児島県、宮崎県、広島県、静岡県、三重県で報告されている。

2. 本病の特徴

(1) 病徴

葉枯れや落葉、果実の萎凋(写真1)を生じ、その後、樹全体が枯死する。症状の出ている幹の 断面はにじむように褐変している(写真2)。

(2) 病原菌の特性

Ralstonia solanacearumは、トマトやナスなどのナス科植物やイチゴ、ダイコン、ショウガなど 多数の植物に青枯病を引き起こす土壌伝染性細菌である。

(3) 伝染経路

オリーブにおける感染経路は明らかにされてないが、 一般的に青枯病菌は土壌中に生息し、植物の根の傷口から侵入する。その後、維管束部で増殖し、地上部を萎凋させる。また、収穫や剪定などの管理作業でも発病株から健全株へ伝染する。

3. 防除対策

- (1) オリーブ立枯病に対する登録農薬はなく、汚染された土壌から本病原菌を完全に除去することは困難であるため、耕種的防除が基本となる。
- (2) 管理作業による伝染を防止するため、剪定バサミやノコギリなどの用具の消毒(70%エタノールや200ppm(0.02%)以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液の噴霧)を行う。

- (3) 発病や感染が疑われる樹の剪定作業などは最後に行う。
- (4) ほ場へ出入りする際は、衣服や帽子、手袋から土を払い落とし、靴や手袋の消毒を行う。
- (5) ナス科作物の青枯病など、本菌を原因とする病気の発生が過去にあったほ場の利用を避ける。
- (6) 発病樹は伝染源となることから、速やかに抜根・除去し、残渣をほ場外に持ち出して焼却するなど して適切に処分する。

4. 参考文献

伊達 寛敬 (2003), 青枯病菌による病害. 植物防疫, 57: 380-383.

堀田 光生・土屋 健一 (2012), 青枯病菌 Ralstonia solanacearum. 微生物遺伝資源利用マニュアル(12) 改訂第2版







写真2 幹内部の変色



写真1 発病樹の葉枯れ(上)および枯死(下)

写真3 変色部からの菌泥の漏出(矢印部)

お問い合わせ先:滋賀県病害虫防除所

TEL:0748-46-4926.6160 FAX:0748-46-5559 Email:GC70@pref.shiga.lg.jp

http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

<u>下線</u>部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります**。

- 1. 販売に関すること
- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ②販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量(水質汚濁性農薬について は譲渡先別譲渡数量)を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない 旨を表示すること。

<u>また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当</u>しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表<u>示すること。</u>

- ⑦農薬は他の品目(特に食品)と混在して陳列しないでください。
- ⑧農薬は住居(生活空間)で保管しないでください。
- ⑨農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩盗難防止対策をとってください。
- ⑪最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ②毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。
- 2. 使用に関すること
- ①農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ②販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - 使用量:面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・希釈倍率:規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・使用時期:規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。
 - (種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある)
 - ・最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。
 - 農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤<u>ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提</u> 出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦<u>農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないよ</u> うにすること。
- ⑧農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。